

外国青年招致事業に係る会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人自治体国際化協会外国青年招致事業の運営に関する規程(平成元年自治体国際化協会規程第5号。以下「規程」という。)第2条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する正会員、特別会員及び賛助会員が納入する会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員の会費)

第2条 規程第2条第1項第1号に規定する正会員の会費は、団体割及び人員割とし、団体割の会費は年額120万円、人員割の会費は当該会員が当該年度に任用する外国青年につき一人当たり年額10万5千円とする。

(特別会員の会費)

第3条 規程第2条第1項第2号に規定する特別会員の会費は、当該年度に任用する外国青年一人当たり年額10万5千円とする。

(賛助会員の会費)

第4条 規程第2条第1項第3号に規定する賛助会員の会費は、年額10万5千円とする。

(会費の免除)

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、4月に任用した外国青年が5月31日までに退職した場合又は7月から10月の間に任用した外国青年が10月31日までに退職した場合は、当該外国青年に係る会費は、免除する。

2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、前項に定める期日後に外国青年が退職した場合は、これを補充するために任用する外国青年に係る会費は、免除する。